

奈良市公報

第 247 号

平成21年8月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次**告 示**

○一般競争入札の実施（3件）	1
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	5
○予防接種の実施の一部改正	5
○国土調査の実施	5
○開発行為に関する工事の完了	5
○住居番号の設定	6
○放置自転車等の保管（3件）	6
○道路の位置指定	7
○放置自転車等の処分	7
○放置自転車等の保管	7
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	7
○生活保護法の規定による医療機関の指定	7
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	8
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	8
○奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	9
○地縁による団体の認可	9
○放置自転車等の保管	9
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	10
○生活保護法の規定による医療機関の指定	10
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	10
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	10
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	11
○生活保護法の規定による施術者の指定（3件）	11
○一般競争入札の実施	11
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	13
○放置自転車等の保管	13
○道路の位置指定	13

訓 令 甲

○奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令（2件）	13
--------------------------	----

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	14
----------------------	----

公 営 企 業

○一般競争入札の実施	15
------------	----

告 示

○奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	16
○一般競争入札の実施	17
教 育 委 員 会	
○定例教育委員会の開催	17
農 業 委 員 会	
○農地部会の招集	18
○定例総会の招集	18

奈良市告示第333号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年7月1日

奈良市長 藤原昭

- 1 入札に付する事項
都市水環境整備下水道築造工事（特公1）山町地内ほか27件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

<p>(2) 場所 告示日から平成21年7月6日までは閲覧コーナー、同月7日以降は監理課窓口</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留 (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留 (4) 郵便入札の無効 <ul style="list-style-type: none"> ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札 <p>8 持参入札に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札の無効 <ul style="list-style-type: none"> ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 郵便、電報又はファクシミリ等による入札 ウ 入札書に記名押印のない入札 エ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 キ 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札 ク 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札 ケ 入札金額を訂正した入札 コ 入札書の日付が開札日でない場合 サ その他市長の定める入札条件に違反した入札 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。 <p>9 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成21年7月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後</p>	<p>1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。</p> <p>10 入札参加資格の審査及び決定</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (2) 入札参加者の決定通知 平成21年7月7日までに入札参加申請者に通知します。 <p>11 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。 (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (4) 聞い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課 電話 0742-34-4743 <p>別表省略</p> <p style="text-align: right;">(平成21年7月1日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第334号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p style="text-align: center;">平成21年7月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 藤原昭</p> <p>1 入札に付する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事名 三条線（上三条工区・三条工区） 街路改良工事及び都市水環境整備 下水道築造工事（単6） (2) 工事場所 奈良市油阪地方町～上三条町地内 (3) 工期 契約日から平成22年3月26日 (4) 工事概要 街路改良工事 一式 街路改良附帯工事 一式 下水道工事 一式 (5) 予定期格 211,647千円（消費税及び地方消費税を除く。） (6) 最低制限基準価格 175,292千円（消費税及び地方消費税を除く。） <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
---	---

<p>(2) 本市における競争入札参加土木一式工事の等級がAに格付されていること。</p> <p>(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置） <ul style="list-style-type: none"> （ア）一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 （イ）「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 （ウ）入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。 イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置） <ul style="list-style-type: none"> （ア）一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 （イ）監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 （ウ）入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。 <p>(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成21年7月1日から8月6日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 奈良市総務部監理課 なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。</p> <p>4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成21年8月7日 午前9時30分</p> <p>5 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>6 入札参加申請</p> <p>(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型） ウ 委任状 エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員） オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上 	<p>の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）</p> <p>カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）</p> <p>(2) 入札参加申請方法 平成21年7月1日から7月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。</p> <p>7 入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成21年7月14日までに、共同企業体の代表者に通知します。</p> <p>8 電子入札に関する事項</p> <p>(1) 電子入札の入札参加申請期間 平成21年7月1日から7月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成21年7月14日</p> <p>(3) 入札書の提出期間 平成21年7月15日から8月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 電子入札の無効</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 オ 内訳書の日付が開札日でない場合 カ その他市長の定める入札条件に違反した入札 <p>(5) その他詳細は、奈良市電子入札運用基準による。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。</p> <p>(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</p> <p>(3) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課 電話 0742-34-4743 (平成21年7月1日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第335号 次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良</p>
--	--

奈良市公報

平成21年8月1日
(土曜日)

第247号

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年7月1日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 JR奈良駅南特定土地区画整理事業整備工事
- (2) 工事場所 奈良市大森町地内
- (3) 工期 契約日から平成22年3月26日
- (4) 工事概要 都市計画大森西木辻線 W=16m L=196m
区画9号 L=76m 区画11号 L=51m 区画12号 L=31m
区画13号 L=23m 区画14号 L=76m 区画20号 L=98m
区画21号 L=35m 区画22号 L=154m 区画23号 L=37m
区画24号 L=60m 区画25号 L=36m 区画27号 L=147m 区画28号 L=35m 歩道7号 L=38m
雨水管 $\phi 400 \sim \phi 1000$ L=790m
- (5) 予定価格 285,790千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 235,582千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
 (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
 イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）
 (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 (イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係に

ある者であること。

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成21年7月1日から8月5日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成21年8月6日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成21年7月1日から7月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年7月14日までに、共同企業体の代表者に通

知します。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成21年7月1日から7月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成21年7月14日

(3) 入札書の提出期間

平成21年7月15日から8月5日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない場合
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

9 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
三碓幹線-44	奈良市三碓一丁目599-4	奈良市三碓一丁目599-10
あやめ池南幹線-464	奈良市菅原町633-6	奈良市菅原町668-4
あやめ池南幹線-465	奈良市菅原町668-4	奈良市菅原町669-3
あやめ池南幹線-466	奈良市菅原町668-4	奈良市菅原町649-2
あやめ池南幹線-467	奈良市菅原町644-2	奈良市菅原町650-1
都跡幹線-308	奈良市四条大路五丁目200-1	奈良市四条大路五丁目200-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成21年7月1日掲示済)

奈良市告示第337号

平成21年奈良市告示第153号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成21年7月1日

奈良市長 藤原昭

次のように省略

(平成21年7月1日掲示済)

奈良市告示第338号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

(平成21年7月1日掲示済)

奈良市告示第336号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成21年7月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成21年7月1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原昭

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成21年7月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三碓一丁目、菅原町及び四条大路五丁目の各一部

部

号) 第7条の規定により次のとおり公示します。

平成21年7月1日

奈良市長 藤原昭

1 事業計画が公示された年月日

平成21年6月26日（平成21年奈良県告示第96号）

2 調査を実施する者の名称

奈良市

3 調査地域

奈良市針ヶ別所町及び都祁馬場町の各一部の地域

4 調査期間

平成21年7月1日から平成22年3月31日まで

(平成21年7月1日掲示済)

奈良市告示第339号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと

おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年7月1日

奈良市長 藤原昭

1 許可の年月日及び番号

平成21年3月2日 奈良市指令都整開 第08A-39号
平成21年6月26日 奈良市指令都整開 第08A-39-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年7月1日 第1172号
(2) 公共施設 平成21年7月1日 第517号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市平松五丁目587番14の一部及び587番15の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町113番4
株式会社オークホーム 代表取締役 古川暁美

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市平松五丁目587番14の一部及び587番15の一部

(2) 下水道

奈良市平松五丁目587番14の一部及び587番15の一部
(平成21年7月1日掲示済)

奈良市告示第340号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成21年7月1日

奈良市長 藤原昭

次のとおり省略

(平成21年7月1日掲示済)

奈良市告示第341号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月3日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年7月1日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める條

例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成21年7月3日掲示済)

奈良市告示第342号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月3日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年7月3日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年7月3日掲示済)

奈良市告示第343号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月6日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年7月6日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJ R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年7月6日掲示済)

奈良市告示第344号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成21年7月7日

奈良市長 藤原昭

申請者住所	大和郡山市本町49番地
申請者氏名	金本 英子
道路の位置	奈良市二名三丁目960番13及び1022番1の各一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	19.44m
指定年月日	平成21年7月7日
指定番号	第21003号

(平成21年7月7日掲示済)

奈良市告示第345号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成21年7月7日

奈良市長 藤原昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成21年7月21日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成21年4月13日から15日まで、同月21日、同月23日から24日まで、同月27日から28日まで、同月30日

(平成21年7月7日掲示済)

奈良市告示第346号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月8日

奈良市長 藤原昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年7月7日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年7月8日掲示済)

奈良市告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年7月8日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
松田内科医院	奈良県奈良市大宮町六丁目9-6 新大宮ハイツ203号	平成21年6月30日
三原歯科医院	奈良県奈良市学園北二丁目1-6 セブンスター・マンション103	平成21年3月31日
ゆうき薬局	奈良県奈良市東紀寺町二丁目10-12	平成21年5月31日

(平成21年7月8日掲示済)

奈良市告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年7月8日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
松田内科医院	奈良県奈良市芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F	平成21年7月1日
いちろう歯科クリニック	奈良県奈良市西九条町三丁目4-13	平成21年7月1日
もりた歯科クリニック	奈良県奈良市二条町二丁目2-5 メゾンルルド1F	平成21年7月1日
株式会社 ゆうき薬局	奈良県奈良市東紀寺町二丁目10-12	平成21年6月1日

(平成21年7月8日掲示済)

奈良市公報

平成21年8月1日
(土曜日)

第247号

奈良市告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2 第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年7月8日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ゆうき薬局	奈良県奈良市東紀寺町二丁目10-12	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年5月31日 平成21年5月31日
平野由美子	奈良市北登美ヶ丘三丁目13-18		

(平成21年7月8日掲示済)

奈良市告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2 第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年7月8日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社ゆうき薬局	奈良県奈良市東紀寺町二丁目10-12	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年6月1日 平成21年6月1日
株式会社ゆうき薬局	奈良県奈良市東紀寺町二丁目20-12		
特別養護老人ホーム梅花苑	奈良県奈良市大和田町2226	居宅 通所介護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 通所介護	平成21年6月25日 平成21年6月25日 平成21年6月25日
社会福祉法人嘉耶の会	奈良県奈良市大和田町2226		
NPO法人ライフケア学園前	奈良県奈良市中町5076-11	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成21年7月1日 平成21年7月1日
NPO法人ライフケア学園前	奈良県奈良市中町5076-11		
松田内科医院	奈良県奈良市芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年7月1日 平成21年7月1日
松田 成器	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目17-3		
もりた歯科クリニック	奈良県奈良市二条町二丁目2-5 メゾンルルド1F	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年7月1日 平成21年7月1日
森田 剛敏	奈良県奈良市二条町二丁目2-5 メゾンルルド1F		

(平成21年7月8日掲示済)

奈良市告示第351号

奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年7月8日

奈良市長 藤原昭

奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱（平成18年奈良市告示第573号）の一部を次のように改正する。

第1条中「多数の者が利用する」を削る。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) アスベスト等 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。

(2) 補助対象建築物 市内に存する民間の建築物で、吹付けアスベスト等が施工されている可能性のある建築物をいう。

第2条第3号中「露出して施工されている」を削る。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国、地方公共団体その他これらに準ずるものでないこと。

第5条を次のように改める。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に相当する額とする。ただし、1棟当たり250,000円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

第6条第2号中「吹付けアスベスト等」を「複数の分析機関から徴収した吹付けアスベスト等」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式中

補助基本額（B=A×2／3）	円
補助限度額（C）	円
交付申請額（D=B又はCのいずれか少ない額）	円

を

補助基本額（B）	250,000円
交付申請額（C=A又はBのいずれか少ない額）	円

に

改める。

附 則

この告示は、平成21年7月8日から施行する。

(平成21年7月8日掲示済)

奈良市告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告

示します。

平成21年7月9日

奈良市長 藤原昭

1 名称

綿町・京終地方東側町・西側町自治会

2 規約に定める目的

規約第4条に定める区域における住民相互の連絡、環境の整備、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産又は不動産に関する権利等を保有する。

また、この目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 回覧板等の回付など区域内の住民相互の連絡

(2) 児童公園等の清掃など区域内の環境整備

(3) 地蔵尊の維持管理

(4) 地蔵尊夏祭り、日帰り旅行などの開催

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 区域

奈良市西木辻町121番地の1、127番地の6、236番地、236番地の2、238番地、240番地、245番地の1、246番地、247番地、254番地、255番地、258番地、259番地、261番地、261番地の1、263番地、263番地の3、京終地方東側町、京終地方西側町の全域とする。ただし、区域内マンションは除くものとする。

4 事務所

奈良市京終地方西側町7番地

5 代表者の氏名及び住所

木下俊一

奈良市京終地方西側町7番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代行者の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20の規定によるほか、総会において出席正会員の4分の3以上の議決を経て解散する。

9 認可年月日

平成21年7月8日

(平成21年7月9日掲示済)

奈良市告示第353号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月9日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

奈良市公報

平成21年8月1日
(土曜日)

第247号

平成21年7月9日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年7月9日掲示済)

奈良市告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年7月10日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
奈良やよいクリニック	奈良県奈良市三条本町2-20マツダオフィスビル2階	平成21年6月28日

(平成21年7月10日掲示済)

奈良市告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年7月10日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良やよいクリニック	奈良県奈良市三条本町2-20マツダオフィスビル1F	平成21年6月29日

(平成21年7月10日掲示済)

奈良市告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年7月10日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日		
名称	所在地				
開設者					
名称	主たる事務所の所在地				
奈良やよいクリニック	奈良県奈良市三条本町2-20マツダオフィスビル2階	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年6月28日 平成21年6月28日		
中村 潤	京都府木津川市相楽台六丁目2-6				

(平成21年7月10日掲示済)

奈良市告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年7月10日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日		
名称	所在地				
開設者					
名称	主たる事務所の所在地				
奈良やよいクリニック	奈良県奈良市三条本町2-20マツダオフィスビル1F	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年6月29日 平成21年6月29日		
中村 潤	京都府木津川市相楽台六丁目2-6				

(平成21年7月10日掲示済)		した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。 平成21年7月14日													
奈良市告示第358号		奈良市長 藤原昭													
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定施術者の氏名</th> <th rowspan="2">廃止した施術の種類</th> <th rowspan="2">廃止年月日</th> </tr> <tr> <th>施術所の名称</th> <th>施術所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">古賀 大揮</td><td rowspan="2">柔道整復</td><td rowspan="6">平成21年4月30日</td></tr> <tr> <td>竹田鍼灸整骨院（古賀 大揮）</td><td>奈良県奈良市法蓮町410-5</td></tr> </tbody> </table>				指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日	施術所の名称	施術所の所在地	古賀 大揮		柔道整復	平成21年4月30日	竹田鍼灸整骨院（古賀 大揮）	奈良県奈良市法蓮町410-5
指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日												
施術所の名称	施術所の所在地														
古賀 大揮		柔道整復	平成21年4月30日												
竹田鍼灸整骨院（古賀 大揮）	奈良県奈良市法蓮町410-5														
(平成21年7月14日掲示済)		用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。 平成21年7月14日													
奈良市告示第359号		奈良市長 藤原昭													
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定施術者の氏名</th> <th rowspan="2">施術の種類</th> <th rowspan="2">廃止年月日</th> </tr> <tr> <th>施術所の名称</th> <th>施術所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">稻石 瓦佑</td><td rowspan="2">柔道整復</td><td rowspan="6">平成21年5月1日</td></tr> <tr> <td>竹田鍼灸整骨院（稻石 瓦佑）</td><td>奈良県奈良市法蓮町410-5</td></tr> </tbody> </table>				指定施術者の氏名		施術の種類	廃止年月日	施術所の名称	施術所の所在地	稻石 瓦佑		柔道整復	平成21年5月1日	竹田鍼灸整骨院（稻石 瓦佑）	奈良県奈良市法蓮町410-5
指定施術者の氏名		施術の種類	廃止年月日												
施術所の名称	施術所の所在地														
稻石 瓦佑		柔道整復	平成21年5月1日												
竹田鍼灸整骨院（稻石 瓦佑）	奈良県奈良市法蓮町410-5														
(平成21年7月14日掲示済)		用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。 平成21年7月14日													
奈良市告示第360号		奈良市長 藤原昭													
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定施術者の氏名</th> <th rowspan="2">施術の種類</th> <th rowspan="2">指定年月日</th> </tr> <tr> <th>施術所の名称</th> <th>施術所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">川口 典彦</td><td rowspan="2">柔道整復</td><td rowspan="6">平成21年6月26日</td></tr> <tr> <td>学園前整骨院（川口 典彦）</td><td>奈良県奈良市学園北一丁目1-11グリーンビルレッジ・イヴビル103</td></tr> </tbody> </table>				指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日	施術所の名称	施術所の所在地	川口 典彦		柔道整復	平成21年6月26日	学園前整骨院（川口 典彦）	奈良県奈良市学園北一丁目1-11グリーンビルレッジ・イヴビル103
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日												
施術所の名称	施術所の所在地														
川口 典彦		柔道整復	平成21年6月26日												
学園前整骨院（川口 典彦）	奈良県奈良市学園北一丁目1-11グリーンビルレッジ・イヴビル103														
(平成21年7月14日掲示済)		用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。 平成21年7月14日													
奈良市告示第361号		奈良市長 藤原昭													
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定施術者の氏名</th> <th rowspan="2">施術の種類</th> <th rowspan="2">指定年月日</th> </tr> <tr> <th>施術所の名称</th> <th>施術所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">古賀 大揮</td><td rowspan="2">柔道整復</td><td rowspan="5">平成21年5月1日</td></tr> <tr> <td>古賀整骨院（古賀 大揮）</td><td>奈良県奈良市大宮町六丁目3-20</td></tr> </tbody> </table>				指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日	施術所の名称	施術所の所在地	古賀 大揮		柔道整復	平成21年5月1日	古賀整骨院（古賀 大揮）	奈良県奈良市大宮町六丁目3-20
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日												
施術所の名称	施術所の所在地														
古賀 大揮		柔道整復	平成21年5月1日												
古賀整骨院（古賀 大揮）	奈良県奈良市大宮町六丁目3-20														
(平成21年7月14日掲示済)		市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。 平成21年7月15日													
奈良市告示第362号		奈良市長 藤原昭													
次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良1 入札に付する事項															

<p>道路改良工事（石木町地内・六条石木線）ほか13件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (入札参加者に必要な資格)</p> <p>(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。</p> <p>(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。 ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（電子入札参加に必要な資格）</p> <p>(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 告示日から平成21年7月21日までは閲覧コーナー、同月22日以降は監理課窓口</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留</p> <p>(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 オ 内訳書の日付が開札日でない場合 カ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>(5) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。</p>	<p>ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ 入札書の日付が開札日でない場合 コ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>8 郵便入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成21年7月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。</p> <p>9 郵便入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成21年7月22日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 電子入札に関する事項</p> <p>(1) 平成21年7月15日から7月21までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 電子入札の参加確認通知日 平成21年7月22日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>(3) 入札書の提出期間 平成21年7月23日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 電子入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 オ 内訳書の日付が開札日でない場合 カ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p>
--	--

11 その他
 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
 (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 (4) 問い合わせ先
 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市総務部監理課
 電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年7月15日掲示済)

奈良市告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年7月15日

奈良市長 藤原昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	奈良在宅ホスピス支援センター ひばり	奈良県奈良市帝塚山南四丁目 20-15-106	有限会社マイムメディカルサポート	
新	奈良在宅ホスピス支援センター ひばり	奈良県奈良市三碓六丁目9- 22	有限会社マイムメディカルサポート	平成20年3月23日

(平成21年7月15日掲示済)

奈良市告示第364号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月15日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年7月15日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年7月15日掲示済)

道路の幅員	最大6.20m 最小6.20m
道路の延長	26.09m
指定年月日	平成21年7月15日
指定番号	第21008号

(平成21年7月15日掲示済)

訓令甲**奈良市訓令甲第6号**府中一般
関係各所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年7月7日

奈良市長 藤原昭

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項保健福祉部長の部分に次の1号を加える。

(6) 老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に規定する審判の請求の決定

第6条第1項障がい福祉課長の部分に次の2号を加える。

(6) 知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に規定する審判の請求の執行

(7) 知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に規定する審判の請求に基づく後見開始等の審判により後見人等

申請者住所	奈良市南京終町五丁目223番地の1
申請者氏名	株式会社西井商店 代表取締役 西井 康博
道路の位置	奈良市南京終町五丁目28番2の一部

に選任された者の報酬に対する助成の決定
第6条第1項介護福祉課長の部分に次の2号を加える。

(10) 老人福祉法第32条に規定する審判の請求の執行
(11) 老人福祉法第32条に規定する審判の請求に基づく
後見開始等の審判により後見人等に選任された者の
報酬に対する助成の決定

附 則
この訓令は、平成21年7月7日から施行する。
(平成21年7月7日掲示済)

奈良市訓令甲第7号

府 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年7月14日

奈良市長 藤原 昭

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項障がい福祉課長の部分に次の1号を加える。

(8) 精神障害者通院医療費助成金の交付

附 則

この訓令は、平成21年7月14日から施行する。

(平成21年7月14日掲示済)

監 査

奈良市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年7月1日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 三浦 敦次
同 大橋 雪子

月ヶ瀬行政センター

庶務課

監査結果公表日 平成21年1月5日（奈良市監査委員告示第2号）

措置結果通知日 平成21年6月1日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 奈良市簡易水道（月ヶ瀬給水区域）水道施設巡回点検業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約されているが、随意契約する理由がない	(2) 平成21年度の奈良市簡易水道（月ヶ瀬給水区域）水道施設巡回点検業務委託については、平成21年5月29日に5社指名による競争入札を実施しました。

ので競争入札されたい。

尚、契約の期間は平成21年6月1日から平成24年5月31日までとする、長期継続契約としました。

病院事業課

監査結果公表日 平成21年1月5日（奈良市監査委員告示第2号）

措置結果通知日 平成21年6月26日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 月ヶ瀬診療所において、医薬品が1社からの見積書で購入できる20万円未満の伝票に分けて発注されていた。医薬品については、毎年度当初に病院事業課で見積り合わせ（単価）が行われ、その単価で購入することになっていたが、今年度については8月まで行われなかったためである。	医薬品の単価契約においては、例年4月に前年の使用状況等により各医薬品等の要・不要、新薬への更新等の精査後、品目を決定し、各業者から見積書を徴取しております。更に昨年は薬価改定も重なり契約が遅延いたしました。
	来年度以降は年度当初から契約されたい。
(3) 医用画像診断処理機保守点検委託において、契約書に規定する「別に定める仕様書」が作成されていなかった。	仕様書も契約書の一部と考えられるので、適正に契約事務を執行されたい。
	(3) 月ヶ瀬診療所においては慣例として、仕様書を作成しておりませんでしたが、今年度は仕様書を作成し適正な契約事務を行いました。
(4) 休日夜間応急診療所業務委託において、1,000万円以上の委託契約であるにもかかわらず、予定価格決定者が病院事業課長になっていた。	平成12年8月31日付奈総監第915号「予定価格及び最低制限価格の設定に関する事務の取扱内規の改正について（通知）」の規定に基づき、決定権限のある部長により予定価格調書を作成いたしました。

<p>は次長職以上の者と定められている。</p> <p>決定権限のある次長職以上の職員による予定価格調書を作成されたい。</p> <p>(5) 月ヶ瀬診療所において、1階の一部を歯科医師に歯科業務用として、また2階を診療所長の居宅としての使用を年度当初に更新許可しているが、監査時において、調定されていなかった。</p> <p>奈良市会計規則第11条に基づき、納入すべき金額を確認したときは、調定票により調定し、納入通知書で納入義務者に通知されたい。</p> <p>また、2階については、奈良市職員公舎管理規則に則った事務処理をされたい。</p>	<p>(5) 月ヶ瀬診療所においては慣例として、12月に一括調定しておりましたが、「奈良市会計規則第11条」の規定に基づき、事務処理しています。</p> <p>なお、2階については、今年度から人事課において、奈良市職員公舎管理規則に基づき適正に事務処理されています。</p>	<p>(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所</p> <p>水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー</p> <p>4 入札の場所</p> <p>水道局4階 大会議室（北側）</p> <p>5 入札の日時</p> <p>別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項</p> <p>入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留</p> <p>(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書 <p>8 入札参加申請</p> <p>入札参加を申請する者は、告示日から平成21年7月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。</p> <p>9 入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関</p> <p>入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知</p>
---	---	--

(平成21年7月1日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第23号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年7月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

舗装、市内芝辻町一丁目地内他ほか8件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
- 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
- 水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
- 水道局4階 大会議室（北側）
- 5 入札の日時
- 別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
- 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

- 8 入札参加申請
- 入札参加を申請する者は、告示日から平成21年7月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知

平成21年7月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成21年7月1日掲示済)

奈良市水道局管理規程第9号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年7月15日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

給水装置修繕費算出表

(1) 漏水

区分	労務費	材料費
パッキン取替	円 1,560	無料
給水線取替	1,890	管理者が定める単価表による。

(2) 破裂

区分	労務費						材料費
	継手工	管連絡工	普通土掘削工	コンクリート掘削工	掘削土量が0.06m ³ 以下のもの	掘削土量が0.06m ³ を超えるもの	
鉛管類	口径耗 13	円 2,280	円 1,890	円	830	2,070	円 970 2,370
	20	2,890	2,700				
	25	3,330	3,510				
	40	4,750	5,400				
	50	5,830	6,750				
ビニル管類	13	490	1,890				
	20	980	2,700	830	2,070	970	2,370
	25		3,510				
	40	1,480	5,400				
	50	1,970	6,750				
鋼管類	13		1,890				
	20		2,700	830	2,070	970	2,370
	25		3,510				
	40		5,400				
	50	1,280	6,750				

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成21年7月15日掲示済)

奈良市水道局告示第24号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年7月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内今御門町～勝南院町地内ほか1件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年7月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年7月22日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。

- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成21年7月15日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第12号

平成21年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成21年7月7日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 日時
平成21年7月13日（月）
午前10時
- 2 場所
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
教育長報告
 - (1) 奈良市立認定こども園幼稚園運営委員会委員の変更について
 - (2) 委員の委嘱又は任命をしている委員会について
- 議事
議案第22号 奈良市社会教育委員会議からの提言書について
議案第23号 奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の制定について
議案第24号 奈良市教育ビジョン懇話会委員の委嘱又は任命について
議案第25号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について
議案第26号 平成22年度奈良市立幼稚園園児募集要項について
議案第27号 平成21年度奈良市いじめ問題対策委員会委員の委嘱又は任命について
議案第28号 奈良市地域学校連携推進委員会委員の委嘱について
議案第29号 奈良市社会教育委員の委嘱について
議案第30号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について
- その他
 - (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
6月～7月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成21年7月7日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成21年7月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成21年7月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 德西利和

記

- 1 日時
平成21年7月14日（火）午後2時00分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (3) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (4) 水田・畑地造成形質変更届出について
 - (5) 許可・受理の取消しについて
 - (6) 知事許可について（6月許可分）
 - (7) 非農地証明について（6月分）

(平成21年7月6日掲示済)

奈良市農業委員会告示第11号

平成21年奈良市農業委員会7月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成21年7月15日

奈良市農業委員会会長 大西崇夫

- 1 日時
平成21年7月24日（金曜日）午後2時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 建議要望
 - (1) 平成22年度農業施策に関する要望
- 4 議案
 - (1) 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び同副部会長の選任について

(平成21年7月15日掲示済)